

Title	日本社会党の組織と運動
Sub Title	The Japanese socialist party ; its organization and activity
Author	中村, 勝範(Nakamura, Katsunori)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.10 (1960. 10) ,p.23- 49
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19601015-0023">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19601015-0023</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 日本社會黨の組織と運動

中 村 勝 範

ここでいう「日本社會黨」は明治三十九年二月二十四日に結成され、翌四十年二月二十二日にその結社を禁止されたものである。わが國において近代的な社會主義政黨が陽の目をみ、じつさいに活動したのはこの「日本社會黨」が最初である。本稿では日本社會黨の成立までの経過、組織、そして運動の三點についてふれてみたい。

## 一 日本社會黨成立までの経過

わが國で近代的な社會主義政黨の結成がはじめてころみられたのは明治三十四年五月であるが、これは即日禁止された。その後實踐的な社會主義者は幸徳傳次郎、堺利彦を中心とする「平民社」（明治三十六年十一月から明治三十八年十月まで存続）にあつまり、反戦平和をさげび社會主義の啓蒙宣傳活動を活潑に展開した。この平民社は財政の窮乏から（拙稿「平民社とその財政事情」『法學研究』第三十二卷第十二號）、また當局のきびしい彈壓（拙稿「平民社の解散と彈壓」『法學研究』及川恒忠先生追悼論文集）第三十三卷第二號）その他により明治三十八年十月九日に解散した。

この平民社解散後、社會主義者の陣營はキリスト教的社會主義者と唯物論的社會主義者に二分される。前者は石川三四

郎、木下尙江、安部磯雄らが中心となつて明治三十八年十一月十日に月刊『新紀元』を創刊、後者は西川光次郎、堺利彦らが中心になり半月刊『光』を十一月二十日に創刊した。日本社會黨は光派すなわち唯物論的社會主義者によりもたらされる。

以上の概観からもわかるように、明治三十年代もなかばをすぎると、當局の壓迫さえなければ社會主義政黨を樹立できる状態にあつた。政黨でこそなかつたが平民社二年間の活動は出版（新聞・書簞）、遊説、學術講演、演説會、研究會、衆議院議員候補として立候補する等、一個の社會主義政黨と何等異るところのない仕事をしていた。結社届さえ許可される状況にあれば彼等はただちに社會主義政黨を樹立したのである。<sup>(1)</sup>「日本社會黨」が明治三十九年二月に誕生したのは、この年のはじめに政權がかわり、社會主義政黨の出現をさまたげない状況がうまれたからである。

明治三十八年九月五日、ポーツマス條約に不満をもつ群衆が日比谷公園にあつまり條約反對をさけび、その流れは焼けてまで發展し、翌九月六日には東京に戒嚴令がしかれた。<sup>(2)</sup>時の内閣は桂太郎内閣であつたが、この騒動の責任をとり十二月二十一日總辭職し、翌明治三十九年一月七日に西園寺公望内閣がうまれたのである。

この桂退陣、西園寺登場を境にして社會主義者にたいする政府當局の態度がかわつてくる。西園寺内閣は「前内閣の固陋家」<sup>(3)</sup>とちがう態度を示す。西園寺内閣は成立と同時に、社會主義思想取締の新方針を發表し、社會主義もまた世界の一大風潮であるから、みだりに警察力をもつてこれを彈壓すべきものではない。その穩健なるものは宜しくこれを善導し、國家の進運に貢獻するところあらしむべきである。ゆえに社會主義者の團體といえども、その政綱の穩健なるものには政黨結社の自由を許し、もつて實際政治の運営に資せしむるということを新聞紙を通じて發表した。<sup>(4)</sup>新方針はただちに現實化されていつた。

明治三十八年十二月八日（桂内閣當時）戒嚴令以後、久しぶりに神田三崎町でひらいた社會主義演説會では西川光二郎、森近運平が演説の中止を命ぜられた。<sup>(5)</sup>これを報じた『光』の次の號によれば、一月十三日（西園寺は一月七日に組閣）に芝區兼房町にひらかれた社會主義演説會では演説の中止はおろか巡査の臨監すらなかつたと「西園寺内閣のハイカラ振り」を報じて

いる。<sup>(6)</sup>一月十三日の西園寺内閣のこの「ハイカラ振り」をみた光派の樋口傳、西川光二郎は翌十四日に「日本平民黨」の結社届をだした。<sup>(7)</sup>日本平民黨の綱領はただ一つ「普通選挙の期成を計るを目的とす」というものであつた。<sup>(8)</sup>綱領はまさにこの一カ條だけでそれ以外何もなかつた。しかしこれだけは日本平民黨の眞の中心問題であり、それを實現させるために努力をしていこうというものであつた。<sup>(9)</sup>

日本平民黨の結社が許されたのをみた堺利彦は深尾韶とともに一月二十日、「日本社會黨」の政社届をだした。この時の「日本社會黨」は「社會主義を主張す」ということを綱領のなかにいれていたようである。<sup>(10)</sup>しかし、これは、ここで問題にしている「日本社會黨」ではない。ここでいう「日本社會黨」は西川・樋口らの日本平民黨と堺・深尾らの「日本社會黨」が二月二十四日に合同して「日本社會黨」として出發したそれである。二黨合同の目的は「只勁敵前に在り一指を以て打つは一拳の優れに若かず、ここに於て二黨の合同して、日本社會黨の大旗の下に活動」<sup>(11)</sup>せんがためであつた。「本黨は國法の範圍内に於て社會主義を主張す」<sup>(12)</sup>というのが唯一の主張であつた。

日本平民黨および堺・深尾らの日本社會黨は二月二十四日の「日本社會黨」にいたるせぶみの段階であつた。<sup>(13)</sup>したがつて日本平民黨の綱領は「社會主義」の文字をどこにもつかわず普通選挙の期成をはかるといふ自由主義・民主主義的要求を上げていた。この段階で結黨成功をみてとつた社會主義者らは日本平民黨をそのままにしておいて「社會主義ヲ主張ス」という「社會主義」を看板にする政黨の實現の可能性があるかどうかをこころみたのである。これが成功したとき彼等は勇氣をもつて合同「日本社會黨」へと踏みきつたわけである。合同「日本社會黨」の「國法の範圍内に於て社會主義を主張す」という「國法の範圍内」という規定は今日からみると何か妥協的な臭味をもつていとも考えられよう。しかし「國法の範圍内」の社會主義の「主張」は明治三十年代においてはきわめて正常な思想であり行動であつた。革命的社會主義はこれから一年後でないといわが國の思想界、實踐運動の面に登場してこないのである。

(1) 荒畑寒村氏は平民社時代に、この「當時の指導者はこれだけの具體的な勢力を有しながら、これを結束組織して一定の綱領、方針、政策のもとに現實的な政治運動を展開しようとする、いかなる努力をも試らなかつた」(『寒村自傳』論争社、昭和三十五年六月、七八頁)と不満をのべている。しかし、もしも平民社の指導者が社會主義政黨を組織していたら平民社約二年間の生命が保てたかどうか疑問である。明治三十四年五月の社會民主黨が禁止されたのは「社會主義は近年獨逸に於て大分盛んになつて來たようであるが、獨逸皇帝は極力之を排斥して居られるから、我國も同一方針を取るのが適當であると思ふ。兎に角日本に於て社會主義を宣傳するのは時機尙早である」という末松謙澄内務大臣の確信によつたものであつた(安部磯雄「明治三十四年の社會民主黨」、改造社『社會科學』第四卷第一號所收)。社會主義者にたいする桂内閣の「固陋家」たち(『原敬日記』第二卷、乾元社、昭和二十六年一月、三五三頁)の政策は伊藤内閣當時とすこしもかわつていない(伊藤首相は五月二日に辭表を捧呈し、六月二日に桂内閣が誕生している)。また筆者は平民社時代、幸徳・堺らは反戦と社會主義のための演説會をひらくとき最初の一年間は社會主義協會の看板で開催し平民社の看板はかけなかつたことをのべた。つまり平民社は實踐活動なるべくさけた。同一の中味を社會主義協會と平民社という二つの看板をかけた、その一方の看板だけで活動し、他方の看板をかけるときは波風をたてなかつた。この方法は社會主義協會が解散を命ぜられて後、なお一年間平民社を存續させることができたことを明らかにした(拙稿「平民社の解散と彈壓」。社會主義協會も平民社もぬきにして社會主義政黨を結成し、實踐活動しようとするはただちに禁止されたであらう。

(2) この日「新聞紙雜誌の取締に關する件」(勅令二〇六號)が公布され、緊急勅令として皇室の尊嚴の冒瀆・政體の變革・朝憲紊亂に關する事項を記載する新聞・雜誌を取締ることになつた。平民社の機關紙『直言』は社説で、燒打騒動の責任が政府にあるという「政府の猛省を促す」をかけた、これがため發行停止をうけた。

(3) 前掲『原敬日記』第二卷三五三頁

(4) 荒畑寒村『日本社會主義運動史』(毎日新聞社、昭和二十三年十月)一三二頁

(5) 「同志の運動」のなかの「社會主義演説會」(『光』第一卷第四號、明治三十九年一月一日)

(6) 「同志の運動」のなかの「社會主義演説會」(『光』第一卷第五號、明治三十九年一月二十日)

(7) 「同志の運動」のなかの「日本平民黨の政社届」(『光』右同號)

(8) 西川生「日本平民黨生る」(『光』第一卷第六號、明治三十九年二月五日)

(9) 「光」右同號の英文記事(題名なし)

(10) 『社會主義者沿革』上卷(明治四十一年七月?内閣警保局編?、近代日本史料會刊)六〇頁

(11) 「日本社會黨生る」『光』第一卷第八號、明治三十九年三月五日)

(12) 「日本社會黨々報」『光』右同號)

(13) 日本平民黨および堺・深尾らの日本社會黨は合同「日本社會黨」のせぶみであつたことを荒畑氏はつぎのように證言している。すなわち「そこで一月中旬、同志は瀬ぶみとして『普通選挙の期成』を目的とする日本平民黨を結成し、つづいて『國法の範圍内で社會主義を主張す』る日本社會黨を組織し、そして二月下旬、豫定の計畫に従つて兩黨の合同がおこなわれて日本にはじめて公然たる社會黨が出現したのである」(前掲『寒村自傳』一二七頁)

## 二 日本社會黨の組織

日本社會黨が結成されたのは二月二十四日であつた。『時事新報』が「我國の社會主義者は從來政黨として存立することを禁ぜられしが新内閣に至りて政府の方針一變したるにより此度國法の範圍内に於て社會主義を主張すと云ふ綱領にて改めて政社届を差出し今回愈々日本社會黨として存立するに至り云々」という簡単な記事をのせたのは結黨後十日もたつてからである。時期ずれの簡単な記事は二つのことをわれわれに示唆してくれる。一つは「新内閣に至りて政府の方針一變したるにより」日本社會黨がうまれたということである。これは社會主義政黨は、西園寺内閣をまたなければその産聲をあげるこゝとが不可能だつたということである。第二には結黨後、十日もたつて、しかも小記事で取扱われたことはなんといつても當時の社會主義勢力の微力を雄辯に物語つてくれる。この二つの點を念頭において以下、日本社會黨の實態についてみていこう。黨員たるためには「本黨は國法の範圍内に於て社會主義を主張す」(黨則第一條)という日本社會黨の「目的に賛成し評議員の承認を経」(黨則第二條)なくてはならなかつた。黨本部は最初、東京市神田區三崎町三丁目一番地におかれ(黨則第三條)のち八月二十六日より本郷區千駄木林町二三〇の凡人社内へ移した<sup>(2)</sup>。役員として評議員十三名、幹事三名がおかれ(黨則第四條)、黨費は月五錢(黨則第七條)であつた。

第一表 入黨の状況

年月日	入黨數	脱黨・削除・取消	殘黨員
39. 5. 5	83		83
5. 20	37		120
6. 5		2	118
6. 20		6	112
7. 5	13	3	122
8. 20	9	1	130
9. 15	13	5	138
9. 25	13	1	150
10. 15	8	2	156
11. 15	11	1	166
12. 15	3	3	166
40. 1. 20	4	1	169
計	194	25	169

二月二十四日の結成大會へあつまつたものわずかに三十五名、ここで十三名の役員を選出した。この結成大會にはキリスト教派の社會主義者は参加しなかつた。まさに貧弱であつた。キリスト教派の木下尙江は日本社会党に多大の期待をよせながらも、なお「其量に於て其質に於て共に貧弱を免<sup>(3)</sup>」れないと評した。評議員にして幹事の堺利彦は

汝の評議員を檢せよ、竹内餘所次郎は一個の藥劑師に非ずや、岡千代彦は一個の活版職工に非ずや、齋藤兼次郎は一個の鋸職人

に非ずや、寺内久太郎も亦一個の金物職人に非ずや、深尾韶は小學校教員たりし者なり。森近運平は縣廳の屬官たりし者なり。樋口傳は僅かに書畫類の販賣を以て其口を糊せし者なり。堺利彦、山口義三、西川光次郎の如きは未だ黄口の一書生に過ぎず。田添鐵二、加藤時次郎、片山潜の如き、歐米に留學して高等の教育を受け、現に相應の地位を有する者なきに非ずと雖も、通じて之を觀れば實に貧弱の觀なきを得ず。更に進んで試に汝の黨員なる者を檢せよ。人力車夫あり、ヨカ／＼館屋あり、職工あり、書生あり、失業者あり、居候あり、兵卒あり、小作人あり、郵便局員あり、而して其數未だ千にだも達せざるに非ずや。之を貧弱と評せずして將何とか云はんや<sup>(4)</sup>。

といつた。まことに貧弱な日本社会党ではあつたが、これがわが國ではじめて生れた社會主義政黨である。堺は「其數未だ千にも達せざるに非ずや」と結黨約二ヵ月後にのべているが、じつはこのころの日本社会党はまだ百名の黨員をもたなかつた。日本社会党はその結社が禁止されるまでのあいだに、途中で脱黨削除したものをいれ一九四名が入黨しただけである<sup>(5)</sup>。入黨の状況を第一表により検討してみると、結黨三ヵ月で全入黨員の約六割強一二〇名が入黨し、その後八ヵ月で七四名を獲得したにすぎない。途中の脱黨・削除・取消をのぞけば日本社会党が結社禁止をうける一ヵ月前の現有黨員は公表一六九名

第二表 府縣別黨員數（數字は黨員數）

東京	78	長崎	5	神戸	2	茨城	1	廣島	1
神奈川	17	福島	5	富山	2	群馬	1	宮城	1
北海道	9	岡山	5	宮崎	2	山梨	1	静岡	1
栃木	8	福岡	4	山口	2	岩手	1	奈良	1
大阪	6	埼玉	4	兵庫	2	高知	1	布哇	1
千葉	6	長野	3	福井	2	三重	1		
愛知	6	熊本	3	石川	1	山形	1		
岐阜	5	青森	3	和歌山	1	徳島	1	合計	194

であつたはずである。

この入黨者を府縣別にみると第二表のようになる。東京府の七八名が最高で、ついで神奈川縣の一七名、北海道の九名、栃木縣八名（うち足尾銅山四名）とつづいてゐる（脱黨・削除・取消もふくむ）。

二百名前後の黨員ではあまりにもすくなくすぎるが、一つの理由として當時の治安警察法がわざわざいしていたことがあげられる。治安警察法によれば、公私學校の教員、生徒、神官僧侶、婦人、未成年者は政社に加入することができず、日本社會黨はこの旨を入黨勧誘のなかではつきり記入していたし、たとえば未丁年者の故をもつて削除した例もある。平民社時代の社會主義運動を陰に陽に支持していたものにキリスト教牧師とか寺の住職、教師、學生、婦人といつた階層が多かつた。<sup>(6)</sup> こういった階層の人々は治安警察法にふれて入黨しえないことはたしかに日本社會黨の黨員を制限したであらう。しかしそれにしても黨員數はあまりにもすくない。

日本社會黨が禁止されて一年後の當局の調査によると、明治四十一年七月頃のわが國の社會主義者は四六〇名（外國在留者を除く）で、このうち三六二名は何ら見るべき行動のない者で、重要人物は九八名であり、總人員の二割一分にすぎないと報告してゐる。<sup>(7)</sup> この當局の數字は、日本社會黨當時の黨員數と比較すると二・三倍の數である。これは一つには運動が活潑になつたからにもよろうが（四十二年七月の調査では五三二名にふえている）法の制限により黨員になることができなかつた教員、神官、



僧侶、未丁年者、婦人等が社會主義者の仲間に加えられるからでもあろう。しかしやはりその勢力はあまりにも小さい。平民社時代の週刊『平民新聞』および週刊『直言』は平均して毎號約四千部發行していた。<sup>(8)</sup>『光』および日本社會黨の機關紙『平民新聞』(日刊)の發行部數は明らかにすることはできない。しかしながら平民社が彈壓のなかでも毎號約四千部の機關紙を發行したことを考えれば、西園寺内閣の溫和な政策のものではそれ以下であつたはずがないという豫測も可能であらう。日本社會黨を支えた力は決して公表二百名前後の黨員だけであつたはずがない。日本社會黨は「表面の黨員數二百名位であつたが、これは種々の事情で名を出す事を憚つた人が多かつた爲めである。然し實際の勢力としては侮るべからざるものがあつた<sup>(9)</sup>」と當時の黨員は警視廳が東京の各新聞社に發表した數字と白柳秀湖の記録を引用して證言している。警視廳の發表には社會主義者の數について「精確な數は容易に算出されねど、雜と積つて此主義者全國に二萬五千。其中最も多きが東京、次ぎが栃木、神奈川、それから東北。東京の分を分類すれば總計一萬四千の中、労働者が三千二百、學生が七千五百、政客五十、軍人百八十、宗教家六十、司法官十、醫師四十五、外二百名は不明なり」とある。<sup>(10)</sup>また白柳の著書にはその潜勢力の大きかつた事は、或は警視廳の調査以上ではなかつたかと思われ<sup>(11)</sup>とある。警視廳の發表、白柳の文字には、どこからどこまでを社會主義者にしたかと問いたくなるほどの誇張があるように思えるが、日本社會黨のもつ潜在的なエネルギーの一端はうかがうことができる。

どういふ職業に屬する人々が黨員であつたろうか。まず黨の推進力となる人々はほとんどすべてが知識人であつた。そのことは十三名の評議員のうち、岡、齋藤、寺内の三名が職人であとの十名はすべて知識人であつたことでもわかる。黨員名簿公表の第一回、第二回分で七六名の黨員の職業があきらかにされている。そのなかで知識人の分類にいれられてよい著述業、雜誌・新聞記者、藥劑師、醫師、酒造業者といつた職業が目につく。それとともに第二の特徴として七六名のうち近代的工場労働者と思われるものはわずか二名の鐵工のみであるという點があげられよう。

ところで知識人のうち著述業、記者という人々であるが、彼等の大部分は堺、西川、山口、深尾、片山、田添、原、大杉等といった歴戦の社会主義者であることに気がつく。つまり彼等は知識人であり、著述業、記者といった肩書をもつていても、半浪人の身である。また「日本社会党に餓す」の証言にあるように銕職人、ヨカヨカ館屋、失業者、居候等、そして黨員名簿にあるように藝人、人力車夫等といった人々は古い制度とともにまさに没落しつつある職業の従事者である。半浪人の知識人といい、没落しつつある職業の従事者といい、ともに彼等は新たに登場してきた資本主義社会のなかで競争にうちまかされた落伍者や、スネ者や不平家であつたといつてよい。<sup>(12)</sup> 恐れずに黨員名簿に名をつらねることができ、しかも黨の主要なるリーダーであつた人々が落伍者やスネ者や不平家でかためられていたということは日本社会黨の未來をかならずしも明るくさせない。大衆のあいだに堅い人望をもち、安定した地位にある人々を缺いていたことは、まさに上昇期にある近代工場の労働者を組織内にとんどかかえこむことができなかったこととともに日本社会黨の致命的缺陷であつた。落伍者やスネ者や不平家の黨は長期かつ困難なたたかひの過程においてすこしでも壁にぶつかるとその行動は焦躁的となりいたずらに破壊的となることはあきらかである。日本社会黨はまさにそのような方向にすすんで禁止された。

明治三十八年十一月に渡米した幸徳傳次郎をのぞき堺利彦、西川光次郎以下歴戦の社会主義者は第一回黨員名簿にほとんどその名をつらねている。歸國した幸徳もただちに第三回黨員名簿（明治三十九年七月五日）で入黨し、木下尙江も一時入黨している。<sup>(13)</sup> 山川均が入黨したことは第五回黨員名簿（九月十五日）で公表されている。足尾銅山の永岡鶴藏の入黨は九月二十五日（第六回）の名簿に記されているが、永岡の外に足尾銅山から三名入黨していることは注目してよいだろう。

地方支部についてみると、日本社会黨結成約二ヵ月後に、毎月定期に研究会茶話會等を開きて主義の研究及び傳道に盡力しつつあるものとして左の地方團體があげられている。<sup>(14)</sup>

曙會（横濱市戸部町三丁目吉田只次方）

焰會(常陸柿岡町小木曾克堂方)

同胞會(下野佐野町近藤政平方)

いろは俱樂部(岡山縣窪郡大高村大字老松)

澁茶會(弘前市笹森修一方)

平民俱樂部(紀伊新宮町)

社會主義研究會(紀伊串本矢倉松太郎方)

北總平民俱樂部(下總印旛郡八生村坂宮半助方)

神戸平民俱樂部(兵庫東出町一ノ一六五小松方)

湘南平民俱樂部(横須賀邊見四九四)

その後、多くの地方團體が生れた。左の諸團體をふくめて田中惣五郎氏は二十七の地方團體をあげている。<sup>(15)</sup>これらの組織のうち曙會、焰會、同胞會、いろは俱樂部その他多くの地方團體は平民社時代からの歴史をもつ活動的な團體であつた。これらの地方團體を基盤にして日本社會黨はその方向さえあやまらなければ大きく發展する可能性をもつていた。

(1) 「日本社會黨の成立」『時事新報』明治三十九年三月五日)

(2) 「日本社會黨公報」中の「本部の移轉」『光』第一卷第二十號、明治三十九年九月五日)

(3) 「日本社會黨の組織」『新紀元』第六號、明治三十九年四月十日)

(4) 一同志(中村註一堺利彦)「日本社會黨に餞す」『光』第一卷第十一號、明治三十九年四月二十日)

(5) 日本社會黨は『光』第一卷第十二號(明治三十九年五月五日)から『平民新聞』第二號(明治四十年一月二十日)まで黨員名簿をしばしば公表した。この黨員名簿により日本社會黨の公式入黨黨員はほほわかる。その数が一九四名である。資料をかねて黨員名簿を整理すれば左の通りである(不十分ながら黨員の年齢が記入されているのは第一回報告だけであり、また同様にその職業が記入されているのは第二回報告までである)。

黨員名簿 第一回報告 『光』明治卅九年五月五日 第一卷第十二號

東京	錫職	齋藤兼次郎(四十七年)	同	同	同	原眞一郎(二十六年)
同	活版工	岡千代彦(三十二年)	同	同	同	大杉榮(二十三年)
同	著述業	堀利彦(三十七年)	同	同	同	野澤重吉(四十年)
同	牛乳販賣業	森近運平(二十七年)	同	同	同	熊谷千代三郎(二十六年)
同	事務員	安井有恒	同	同	同	藤田四郎
同	藥劑師	竹内餘所次郎(四十年)	同	同	同	小島龍太郎(五十五年)
同	筆商	神崎順一(二十四年)	弘前	同	同	竹内兼七
同	雜業	武居俊十郎	東京	同	同	中井菊太郎
同	藝人	安仲逸平	同	同	同	大島銀左衛門
同	金物職	岩本眞吾	北海道	同	同	深川新兵衛(五十年)
同	事務員	幸内久太郎(四十三年)	東京	同	同	宮本繁次郎
同	雜誌記者	松崎源吉(三十年)	同	同	同	徳永國太郎(二十三年)
同	雜誌記者	山口義三(二十年)	同	同	同	岡部信(二十一年)
同	雜誌記者	深尾韶(二十七年)	神戶	同	同	牧野新一(三十三年)
同	齒科醫	片山潛(四十七年)	大阪	同	同	平井廻(二十九年)
同	齒科醫	田添鐵二	布哇	同	同	渡邊民三
同	齒科醫	吉瀬才一郎	横濱	同	同	雄谷天涯(二十六年)
同	並川彰(二十六年)	同	同	同	同	小池潔(二十六年)
同	書畫販賣業	樋口傳(三十七年)	同	同	同	藤本純一(三十二年)
同	新聞記者	尾池義雄(三十年)	同	同	同	平井吉太郎(二十七年)
同	醫士	加藤時次郎(四十年)	越中	同	同	深井菊次郎(二十二年)
同	醫士	林丁一(二十四年)	大阪	同	同	尾崎菊次郎(二十五年)
同	雜誌記者	西川光次郎(三十一年)	東京	同	同	渡邊又右衛門

日本社會黨の組織と運動

同	同	福田光太郎	青森縣	農	加藤定市
横濱	同	田中佐市	埼玉縣	農	黒澤通衛 (二十六年)
同	同	吉田只次	宮崎縣	農	綾部二郎
同	同	鈴木幸次郎	千葉縣	農	小川高之助 (三十年)
同	同	矢島鎌太郎	愛知縣		早川勘次郎
同	同	大島忠次	岡山縣		日笠與八
同	同	金子新太郎	横濱	商店員	鈴木八重
同	同	高畑巳三郎	北海道		小田蕭三
同	同	大和田忠太郎	東京	新聞配達	降旗一誠 (二十一年)
同	同	松田豊吉	北海道	硝子工	山本俊馬 (三十九年)
石川縣	同	富澤喜八郎	栃木縣	下駄商	近藤政平 (二十四年)
東京	同	小侯政一	同	農	湯淺正作 (二十五年)
神戶	同	岡林眞冬	下總	肥料商	坂宮半助
紀州	同	矢倉松太郎	栃木縣	獸醫	久保田種太郎 (二十二年)
常陸	紙製造業	小木曾助次郎 (三十一年)	長野縣	獸醫	今村眞幸 (七十七年)
東京	書畫	平田濟	北海道	土木請負業	水野豐重 (二十八年)
福岡縣	救世軍士官	野波鎮人 (二十五年)	東京		吉川守邦 (二十六年)
大阪	印刷工	安川熊太郎 (二十二年)	山梨		丹波正作
群馬縣	農	長加部寅吉 (二十九年)			
<b>黨員名簿 第二回報告</b>	<b>〔光〕明治卅九年五月二十日</b>		<b>第一卷第十三號</b>		
岡山縣	農	三好伊平次	同	事務員	島野鐵之助
愛知縣	農	佐竹文底	同	廣告業	椎橋重吉
東京市	商	杉浦末吉	同	記者	中原幸吉
同	同	櫻井松太郎	同	記者	宮田暢

福島縣 事務員 佐藤 天泉 岩手縣 伊藤  甘不明

同 齋藤 豊太郎 青森縣 對馬 正太郎

同 菊田 守正 千葉縣 久我 久五郎

東京市 丘田 郁夫 橫濱市 事務員 村越 喜太郎

福島縣 佐久間 藤一 高知縣 書記 近藤 源之助

大阪市 內藤 豊治 名古屋縣 海產業 安藤

名古屋市 鈴木 楯夫 福井縣 運送業 石田 伊平

岡山縣 養鷄業 林 謙 東京市 福島縣 農 渡邊 玄三郎

岐阜縣 商 神村 健 東京市 電氣製版 村山 大助

同 河合 甲子雄 東京市 埼玉縣 活版職 津山 彌太郎

東京市 畝田 辰之助 岐阜市 事務員 佐々木 玉次郎

同 島木 鋤輔 三重縣 農 伊藤 俊夫(イハ)

福岡縣 宮地 良三 東京市 堀口

山口縣 梶山 周祐 東京市 堀口

東京市 青山 慶二郎

削除『光』明治三十九年六月五日 第一卷第十四號

市川 敏熊 堀 内 某

取消『光』明治三十九年六月二十日 第一卷第十五號

岡部 信 渡邊 又右衛門 福田 光太郎 佐藤 天泉 齋藤 豊太郎 佐久間 藤一

黨員名簿 第三回報告『光』明治卅九年七月五日 第一卷第十六號

東京市 幸徳 傳次郎 岐阜縣 山田 松治郎 同 小泉 由松

同 木下 尙江 山形縣 笹原 定治郎 神奈川縣 岩切 延壽

北海道 忍鶴 太郎 千葉縣 小倉 太郎 山口縣 宇津宮 卓爾

長野縣 野上 豊治 同 小川 和平 東京市 中山 幸藏

埼玉縣 古谷 萬吉

削除 深井菊次郎 降旗 一誠 畝田辰之助

黨員名簿 第四回報告『光』明治卅九年八月二十日 第一卷第十九號

德島縣 小林彌三郎 廣島縣 根岸三平 東京市 西野傳雄

東京市 蜂岸正夫 福井市 白崎會雄 能本縣 魚住季治

東京市 座間鍋司 長崎市 田中重藏 東京市 小高明徳

脱黨 岐阜縣 河合甲子雄

黨員名簿 第五回報告『光』明治卅九年九月十五日 第一卷第廿一號

東京市 木村貞吉 名古屋 石卷良夫 北海道 米倉直次郎

東京市 光井深 東京市 赤羽一 埼玉縣 埼玉照二

宮崎縣 濱田仁左衛門 大阪市 柴田正太郎 長野縣 若林浪江

長崎縣 細井肇 岡山縣 山川均 石橋源藏

奈良縣 西本男三郎 長崎縣 石橋源藏

△岩本新吾(脱黨) 吉瀬才一郎(脱黨) 櫻井松太郎(脱黨) 忍鶴太郎(脱黨) 白崎令雄(未丁年に付削除)

黨員名簿 第六回報告『光』明治卅九年九月廿五日 第一卷第廿二號

東京市 鈴木周七 岐阜縣 澤田穗東 東京市 堀尾友治

兵庫縣 西村晴二 東京府 五十嵐次郎 横須賀 櫻井仁八

足尾銅山 永岡鶴藏 足尾銅山 武田誠之助 東京市 小川寅助

同 岸清 同 林小太郎

岡山縣 川村繁之助 長崎市 澁谷作助

△木下倚江(脱黨)

黨員名簿 第七回報告『光』明治卅九年十月十五日 第一卷第廿四號

熊本縣 植田清之助 枋木縣 大塚寛一 福岡縣 鮫島三之助

東京府 座間勝平 兵庫縣 繩本百太郎 北海道 宮村仁三郎

東京市 小泉新五郎 東京府 土屋新之助  
△鈴木 八重(脱黨) 川村繁之助(削除)

黨員名簿 第八回報告『光』明治卅九年十一月十五日 第一卷第廿七號

東京	稻垣政治郎	愛知縣	山田春三郎	神奈川縣	關 一 郎
宮城縣	阿部吉兵衛	東京	谷村伊八郎	北海道	松崎惠四郎
北海道	深田信太郎	岡山縣	日山忠三郎	東京	島田平三郎
佐世保	高原常吉	東京	坪井隆吉		

退黨『光』明治卅九年十一月廿五日 第一卷第廿八號  
吳 根岸 三 平

黨員名簿 『光』明治卅九年十二月十五日 第一卷第卅三號

東京	矢木鍵次郎	同	藤井孝吉	同	丸山 孝
脱黨者	尾池義雄 牧野新一 關 一 郎				

黨員名簿 『平民新聞』明治四十年一月二十日 第二號

東京府	佐藤直吉	大阪府	刺賀犀作
熊本縣	野中誠之	静岡縣	金原醇一
脱黨	座間勝平		

(6) 荒畑寒村氏は傳道行商の秘訣として「かねて先輩格の山口孤劍から學校、教會、寺院、醫者、辯護士というような、本を買いそなたを訪うて行商する呼吸を教わつた」(前掲『寒村自傳』九九頁)とべている。また片山潜は「同志幸徳と堺とが一九〇三年十一月に活潑な社會主義運動をはじめて以來、その考え方が次第に知識階級のかつ過激的 (intellectual and radical) になつてきた。……多くの學生が運動に参加したのはこういう事情による」(Sen Katayama: The Labor movement in Japan. Chicago, 1918. p. 101.)と記している。荒畑氏、片山の證言から社會主義運動に多くの教師、牧師、僧侶、學生その他の知識階級が關心をもち、同調していたことがわかる。

(7) 前掲『社會主義者沿革』上卷二〇頁

(8) 拙稿「平民社の財政事情」

日本社會黨の組織と運動



- (9) 吉川守園『叛逆星霜史』(不二屋書房、昭和十一年十二月) 八六頁
- (10) 田中惣五郎『資料日本社會運動史』卷二(世界書院、昭和二十四年) 三二頁
- (11) 白柳秀湖『續財界大平記』(前掲『叛逆星霜史』八七頁より引用)
- (12) この點について山川均は、はつきりと「資本主義社會のなかで競争にまけた落伍者や、スネ者や不平家が類をもつて集まつて、かつてな氣焰をあげて自己満足を求めているといった感じをあたえられた」(『ある凡人の記録』朝日新聞社、昭和二十六年四月、三六二頁)とのべている。
- (13) 山極圭司『木下尙江』(理論社、一九五五年十二月、一九三頁)によると、木下は「日本社會黨の誕生を喜び、その運動に大きな期待を寄せはしたが、自らそれに参加しようとしなかつた」としているが日本社會黨黨員名簿によると入黨している。第三回黨員名簿(明治三十九年七月五日)で入黨し、第六回黨員名簿(同年九月二十五日)で脱黨している。
- (14) 「同志の運動」のなかの「各地方の社會主義團體」(『光』第一卷第十三號、明治三十九年五月二十日)
- (15) 田中惣五郎『幸徳秋水』(理論社、一九五五年十月) 三四三頁

### 三 日本社會黨の運動

日本社會黨の運動のなかでもつとも積極的であつた電車賃値上反對運動について考えてみよう。

東京市内の電車を經營している東京市街鐵道、東京電車鐵道、東京電氣鐵道の三社は明治三十九年三月、いつせいに電車賃を従來の三錢から五錢に値上げする申請を東京府知事と警視總監に提出した。値上問題がおきる十日ほど前に結成したばかりの日本社會黨はただちにこれをとらえ反對運動にのりだした。<sup>(1)</sup>「小なり微なりと雖も天下の公黨を自己の所屬團として持ち、意氣當るべからざるものあつた社會主義者の鼻先に、こは又何たる絶好の鬭争題目ぞや」というのであつた。<sup>(2)</sup>

この反對運動は最初日本社會黨だけの運動ではなかつた。木下尙江の新紀元派も、國家社會黨の山路愛山も、自由主義的な政治家田川大吉郎、細野次郎らも値上げには反對であり、彼等は日本社會黨と同じレベルで反對演説會、反對市民大會を共催している。一つの例をとれば、三月十一日の日比谷公園における市民大會は四者の共催によつてひらかれ、雨天にもか

かわらず一千名<sup>(4)</sup>の市民をあつめることができた。束髪<sup>(5)</sup>の婦人あり、洋服の學生があつたが、多くは印禪天の勞働者であつた。まさに廣範な「市民」をあつめたわけである。この大會の會主が山路愛山であつたことは、大會決議文を内務大臣に手交する五名の委員として木下尙江、細野次郎、田川大吉郎、西川光次郎、堺利彦がえらばれたこととともに注意してよい。幅廣い共同戦線がはられていたのである。

西園寺内閣のもとでようやくにして生れた日本社會黨は、平民社以來の地方組織もすでにかなりもつていた。電車賃値上反對運動はその運動の仕方如何によつてはたしかに黨勢力を飛躍させることのできる絶好の機會であつた。日本社會黨は、この際は慎重に事を運ぶべきであつた。切角の共同戦線を自ら破るようなことはすべきでなかつた。しかし十一日の市民大會でまず國家社會黨が日本社會黨の背信行爲を怒り、反對運動から脱退する。

その邊の事情について『社會主義者沿革』上巻につきのごとく記されている。

電車市民大會ヲ開クコト、シタルモ形式上ノ發企人ハ自黨(中村註—日本社會黨)ヨリ之ヲ出サス國家社會黨員タル山路彌吉ヲ利用スルコト、シタリ然ルニ山路ハ之ヲ覺ラス單ニ値上反對ノ意思ヲ靜肅ニ發表スルモノト考ヘ其ノ個人タルコトヲ諾シ

同三月十一日第一回市民大會ヲ日比谷公園ニ開催シタルニ日本社會黨カ豫期ニ反シ社會主義ノ旗幟ヲ用フルニ至リタル爲發企人山路ハ其ノ黨旨ニ反スルノ故ヲ以テ即時大會ヨリ脱退シ云々<sup>(6)</sup>

この市民大會は社會主義の旗幟を用いず、靜肅な抗議集會にする約束であつたことがわかる。日本社會黨も國家社會黨も新紀元社も自由主義的政治家も同じレベルで同等の責任において會を共催するものであつた。しかるに日本社會黨は大會開催と同時に自分だけ突き進みすぎて他との共催ということを忘れた。その内容はずぎのようなものである。

當日は小雨が降つたり止んだりする曇り日で、午前十一時頃参加者は續々と日比谷公園の芝山(今は無い)目ざして集つた。筆者(中村註—吉川守園)なども其の時は、洋樂に使ふ太鼓を敲いて群集を集めたものである。「電車値上反對市民大會」と筆太に書いた大旗がハタ

／＼と勢よく風にひらめいて「値上反對」と誌した赤旗五六本も、その周囲を繞つて旺んに氣勢を煽り立てゝゐる。(中略)

「君達のやる事はどうも粗暴でいかん。僕は今廻町署長と會つて靜肅にやる事を誓つて來た。僕は紳士である。誓つた事は反古には出來ん。赤旗などは皆な捨て、太鼓なども敲かぬ様にして貰ひ度い」

(中略) 決議文を内務大臣に手交する事に決して解散を宣した。

この時、突然堺が立ち上り、

「諸君、これから示威運動をやらう」

と煽動した。山路は吃驚して、堺の左手首をキツと捉へて、

「堺君、君は一體何を云ふのだ。今日の會主は僕なんだぞ！」

と叫んだ。すると堺はぬからずに、

「只今云つたことは會主がイケない、そうですから取消します。然し諸君が市内を練り歩くのは自由です」

とやつたので、

「堺君、それぢや何にもならんぢやないか、——だから一遍懲役に行つて來た人間は根性が曲つてゐて大嫌ひだといふのだ」

と、山路も聊かならずアタリ氣味の言を吐いた。

さあ、こうなると今度は同志達が承知しない。突然「山路をやつつけろ」といふ叫びが何處からともなく起つて……山路の足を引張つて拽きづり下し、筆者なども血氣にまかせて、持ち合せの太鼓の撥でしたゝかに彼の肩を殴りつけるといふ騒ぎが持上つた。「何を面倒な、疊んで了へー」といふ掛け聲が上つた途端、巨岩のやうな彼の體はおそくも山下の凹地に突落され、山路は這々の態で「モツプ、モツプ」と叫びながら……逃げて行つた。

日本における社會主義運動は、平民社にはじまるが最初それは「硝子張」の、公明正大なものであつた。それが「今や我々の運動は、種々なる壓迫と妨害とを受けて、到底從來の形態を保つ事が出來なくなりました。四方硝子張と云ふ譯にも行

かなくなりまして。一切の經營劃策を暗中に行はねばならぬ事になりました」という秘密主義の運動へと轉換していつたのは明治三十八年の初頭からであつた。<sup>(8)</sup> また小兒病的に身體をはつて反抗をするようになるのはそれから二、三ヵ月とたたないころからはじまるものであつた。<sup>(9)</sup> いずれも當局の彈壓が運動を暗くし、小兒病的にした最大の原因であつた。電車賃値上反對の東京市民大會でしめた日本社會黨の權謀術策的な行動の根はすでに深いのである。當局にいじめぬかれてきた社會主義者にとつては運動の靜肅とか公明正大ということはナンセンスに思われたかもしれない。彼等の思想と行動のなかにはすでに紳士的な約束ごとなど目的のためには反古にしてもかまわなまいという權謀術策的な根が深くおろされていたこともたしかである。こういう權謀術策は結局同盟者の信頼をうしない、市民大衆から遊離するような状態を招くだけであるが。じつ國家社會黨は十一日の第一回市民大會ではなれていつた。

第一回市民大會の決議にしたがい、それから四日後の三月十五日に第二回目の市民大會が日比谷公園でひらかれた。あつまつた市民は一千五六百名であつた。<sup>(10)</sup> 山路愛山の國家社會黨すでに脱退し、大會は日本社會黨、新紀元社、自由主義的政治家により共催され、會主の堺利彦缺席のため、田川大吉郎、加藤時次郎の司會でひらかれた。あくまで電車賃値上げに反對すべき旨を決議して靜肅に解散がつけられた。このときも日本社會黨は「電車賃値上反對」「三錢均一萬歲」「大示威運動」「我々は市會の決議を無視す」と大書し、日本社會黨と署名した四旒の赤旗をたてていた。解散がつけられると西川光次郎が早速煽動にかかつた。

機を逸しては大變と直ぐと西川が立ち上り、茶色の中折帽を右手に差上げ、

「諸君、我々は市會の決議を認めません。幸ひ今日は市會が開會中ださうです。これから市會へ出かけようではありませんか。」と叫ぶ。岡(千代彦)が兩手を差上げて、

「諸君、市會！ 市會！」

と嗷鳴る。群衆は飛び上つて拍手喝采する。これを合圖に、山口、大杉、深尾等が旗を昇いで疾風の如く山を下つた。(中略) 群衆はわつと喊聲を上げながら附いて来る。

このデモは日比谷公園櫻田門をでてから次第に喧擾して電車の進行をとめ、あるいは電車軌道に立塞り、あるいは電車に投石しながら、東京市街鐵道株式會社に迫り、砂礫をとばし、窓硝子を毀損し、山下見付を出て外濠に沿い、ここでも電車の進行をとめ砂礫をとばして、窓硝子を毀損した。轉じて數寄屋橋をわたり、東京市街鐵道株式會社數寄屋橋出張所に迫り、砂礫をとばし硝子窓を毀損した。さらに東京市役所に押寄せ土木課および市區改正課なる木造の建物を市會議事堂と誤認し同建物に對して砂礫をとばし、窓硝子を毀損しつゝには玄關口より闖入せんとして喧擾をきわめ警察力によりようやく門外に退き同所で解散した。<sup>(12)</sup>

この事件で日本社會黨の西川光次郎、山口義三、樋口傳、齋藤兼次郎、吉川守窓、岡千代彦、深尾韶、大杉榮、半田一郎、竹内餘所次郎の十名が檢舉された。

三月十五日に日本社會黨がとつた行動はどういう結果をその後の運動にあたえたであろうか。まずプラスの面では電車賃の値上げが許可されなかつたことがあげられる。三月二十三日、警視總監は内務大臣の命令により、値上げの理由を是認せずとして願書を却下した。「市民の勝利」<sup>(13)</sup>であり、「日本における赤旗のはじめての勝利」<sup>(14)</sup>であつたといわれるゆえんである。しかし類面通り「市民の勝利」「赤旗のはじめての勝利」ときめてよいものだろうか。原敬内相は「余は到底値上を許可すべきものにあらずと信じ首相にも既に内議し置」<sup>(15)</sup>いたと日記に書きとどめているのは三月十七日である。それはたしかに二回にわたる市民大會のあとであるが、原敬が市民や赤旗に恐れをなして不許可を決心したという形勢はまつたくない。

他方、マイナスの面をみると日本社會黨は成立してまだ半月ぐらいで、有力な活動分子十名を一舉に檢舉されたことはのちにのべるように彼等のその後の活動を不活潑なものにした。また檢舉で、差入種々、豫審調書費、入獄留守宅見舞等で三

月二十四日から七月三日の三ヶ月餘りで約二百圓の大金を支出している。これは同期間の總支出の約八割五分であり、全收入の約三分の二にあたる。<sup>(16)</sup> これまた甚大な損失である。

しかしながら、第一、第二回の市民大會を通じて日本社會黨は同盟者からの信用を失つたということがもつとも大きな打撃であつた。三月十八日に市民大會をひらくことをきめたのが十二日夜の中央會堂の反對演說會散會後であつたが、これは山路愛山、田川大吉郎、山根吾一、中村太八郎、木下尙江により企畫されたのであつた。日本社會黨員は發起人のなかに一人も入つていない。また十八日の市民大會をしらせるチラシ數萬枚が市中に配布されたが、その文面は左のごとくであつた。<sup>(17)</sup>

電車賃錢  
値上反對東京市民大運動會

來る十八日午後一時、上野公園摺鉢山附近に來り、大通りを通過して日比谷公園芝山に到り散會す

注意

- △運動會は大旗を先導として進行すること
- △會衆は總て赤色の信號旗を携帶する者の指揮に従ひ進退すべきこと
- △武器又は兇器を携帶することを得ず
- △杖、旗、樂器等の類は携帶すべからず
- △異様の風裝を爲し、又は文書圖書を頒布し、朗讀放吟等を爲すべからず
- △靜穩を旨とし安寧秩序を亂さざる様に心掛くべきこと

このチラシにこまごまと「注意」されていることは靜肅を旨とし安寧秩序を亂さざるような統一のとれた「運動會」をしようということであつた。その「運動會」は靜肅と統一を保とうと努力している點で非社會黨的な反對運動であつた。しかし十五日の騷擾により、この十八日の運動會は禁止されてしまつた。非社會黨的な溫和な運動も禁止され、ようやく盛り上

つた市民のエネルギーを有効ならしめることができなかつたのは惜しいことであつた。日本社會黨の十五日の煽動がこゝまで影響してきたのである。

電車賃値上げの申請は却下され、外觀的には反對運動が成功したかのごとくみられた。しかし運動の内部においてはまづ國家社會黨が脱退し、ついで日本社會黨を除外した反對運動が國家社會黨、新紀元社、自由主義的政治家により用意されていつた。このことは日本社會黨がもつともエネルギーに反對運動を推進してきただけにまことに惜しまれるのである。功をあせり暗躍したことが失敗であつた。

西園寺内閣の文部大臣牧野伸顯が教育當局者、各學校長ならびに教員に、極端なる社會主義を鼓吹する者があるが教員生徒はまどわされてはならぬと訓令したのは六月九日である。文部省が公然と、社會主義者に對する禁壓方針を發表したのは、これが初めてである。それから一ヵ月後には閣議において社會黨にたいする方針を相談し、いたずらに結社を解散するようなことはしないで實際の行爲をみてからこれを處置するという閣議決定をしている。これは桂前内閣の固陋家たちが西園寺内閣は社會黨を寛宥すると言ひ觸らして中傷の具となさんとしているのでことにこの決定をしたのであつた。いづれにしても政府の對社會主義者政策が彼等の過激なる活動を口實にして變更される段階にきたことはたしかであつた。こうした「社會黨に對する政府の彈壓漸く加重し來つた情勢」<sup>(18)</sup>のなかで、會社側は、三社の合併を斷行し、九月にいたつてふたたび賃錢値上げを申請した。當然反對運動は燃え上つた。

八月一日電車値上認可ノ發表アルヤ堺利彦ハ避暑ヲ名トシテ小田原ニ去リ西川光次郎等兇徒聚衆被告人ハ保釋中ノ謹慎ヲ名トシテ運動ヲ避クル等去ル三月中ノ行動ニ比シ殆ント豹變ノ狀アリ於茲乎日本社會黨ハ電車側ノ買收スル處トナリタリトノ風評サヘ傳ハルニ至リタルヲ以テ彼等餘黨ハ此ノ際靜止ノ態度ヲ執ルハ誤解ヲ招クノ處アリトシ「電車値上反對意見」ト題スル小冊子又ハ「電車ニ乘ラヌ同盟」若ハ「ボイコット運動」ト題スル數種ノ印刷物ヲ配布シタリ<sup>(19)</sup>

これは當局の秘密文書にもられた文字である。堺利彦が避暑を名として小田原に去つたということが事實であるとは思われないが、日本社会黨はたしかに三月の反対運動のような熱意を缺いていた。<sup>(20)</sup>

社会黨に於ては、之（中村註―値上申請）に對し何等反対運動の議も起らなかつたので、筆者は當時、郷里土佐中村に病氣靜養してゐた幸徳に相談の手紙を出した。幸徳からは折り返して、貴兄は目下保釋中の身なれば、その心算にて自重を懇ろにし、他日に備ふる用意として此際は特に讀書修養に専念せられんことをお勧めすると傳へて來た。

これより先、幸徳は電車會社重役に多數の友人がゐたのでそれを買収されたなどの噂が飛んでゐた。無論デマではあるが、それにも、この問題に對して幸徳に熱のなかつたことだけは事實である。<sup>(21)</sup>

ここで日本社会黨が「豹變」したとか「何等反対運動の議も起らなかつた」というのはかならずしもあたらない。七月四日の國家社会黨・新紀元社共催の電車値上反対演説會では、山根吾一、山路愛山、中村太八郎、山口彈正、木下尙江、田中弘之助らとともに日本社会黨の片山潜が演壇にたつてゐる。七月九日には國家社会黨、新紀元社の山根吾一、木下尙江、石川三四郎らとともに日本社会黨は聯合演説會を共催し堺利彦、森近運平が演説してゐる。八月十日には「電車に乗らぬ同盟」をつくり、ボイコットをしようというチラシ數萬枚を黨の有志が靜肅に市内に配布した。八月二十日にもボイコットのチラシを配布してゐる。このように決して何もしないわけではないが大衆行動にでなかつたことはたしかである。また八月十日の靜肅なる行動も最初は同志數十人が赤旗を押し立てて隊をつくつて行進しようというものであつたが、警察のいいなり次第にその計畫を縮少し、最も靜肅なる運動をなしたのであつた。<sup>(22)</sup> こうした變化は「買収」によるのでなければ、一つには三月の反対運動で十名の犠牲をだしたことが原因してゐたといえよう。しかしただそれだけの理由で活潑な運動がおこせなかつたのだろうか。

日本社会黨は七月五日の評議員例會で、すでに約束した七月九日の聯合演説會以後は他の諸團體と聯合運動をしないこと



を決議しているが、これはどういふわけであろうか。黨が独自の反對市民大會をひらこうとしたのは、九月十一日の値上げがおこなわれる日においてである。しかしこれは當日降雨激しく、また兵力警察力の威壓はなはだきためついに開會できなかった。けつきよく黨独自の運動といえばチラシを二回配布しただけで他は日本社會黨をのぞく諸團體聯合の市民大會でピラを配つたり、その大會で「市民」として緊急動議を提出して議場を混亂させるだけであつた。

九月五日の本郷座における市民大會では、日本社會黨の森近運平が平土間の中央に起立し、動議を提出しようとした。芳野世經會長が躊躇していると場内にわかれて陣どつていた社會黨員は「提出者に理由を説明せよ」「市民の意見を發表せよ」と口々に叫んでついに森近を登壇させた。森近は電車ポイコットを提案し、市民大會を通過させた。五日の市民大會では主催者側の虚をつき一應日本社會黨の謀は成功した。しかし九月十一日の第二市民大會では二度とその手は通用しなかつた。この日、森近運平、堺利彦、竹内善作らが「市民」として出席した。森近は前回拍手をもつて通過した電車ポイコットの賛同を試みんとし、演壇に向つたが、會長は登壇を許さなかつた。「蓋し發起人等は社會黨を憎み(若しくは恐れ)て、更にポイコット運動の決議を爲すを避けたりしなり」と社會主義者は虚勢をはつているが、彼等は電車ポイコットを提唱しながら何等みるべき成果をもあげえず、逆に彼等はかつての同盟者からポイコットされてしまった。彼等は退場せざるをえなかつた。七月五日、日本社會黨の今後他の諸團體と聯合運動しないという評議員會決議は、じつは他の諸團體から敬遠されたのを擬装する手ではなかつたであらうか。

日本社會黨がこのような消極的な動きしかみせないのをみた皇室社會主義者松本道別は九月五日、日比谷に市民大會をひらいた。<sup>(24)</sup>市民の反對氣勢は騷擾に轉じ、五日夜より、夜ごとにその騷擾は烈しくなり、八日からは電車は日没とともに運轉を中止するようになった。五、六、七日の三夜で五十餘臺の電車が破損し、車掌、運轉手、警察官五十八名が負傷した。檢舉された市民は九十餘名に達した。<sup>(25)</sup>これだけ巷には市民の反對勢力があふれているのに日本社會黨はこれにたいして何等の

對策もたず、ただ傍觀するのみであつた。これはもはや活動分子の喪失とか、かつての同盟者からボイコットをくらつたためという理由だけでは説明がつかなくなる。三月の犠牲のショックで、社會主義者は「墓に懲りて膾を吹く」ようになってたというのであろうか。

けつきよく電車賃は三錢から五錢に値上げされた。

- (1) 『社會主義者沿革』上巻によれば、「……値上問題起ルヤ彼等ハ黨勢擴張上機逸スヘカラストナシ反對運動ヲ執ルコトニ決議シ」(六五頁)とある。
- (2) 前掲『叛逆星霜史』九〇頁
- (3) 國家社會黨は明治三十八年八月に組織されたが「社會主義ニ何等關係ヲ有セサル」ものであつた(前掲『社會主義者沿革』上巻一〇頁)。
- (4) この大會に参加した人員については『講座現代反對制運動史I』(青木書店、昭和三十五年三月)では五、〇〇〇名としてあり(三四頁)、前掲田中氏の『幸徳秋水』では、「あいにくの雨で三四百人しか集らなかつた」(二九四頁)とある。本稿では一千名としたが、これは『光』の記事に従つた(「同志の運動」のなかの「電車賃金値上反對大示威運動」第一卷第九號、明治三十九年三月二十日)。
- (5) 前掲『社會主義者沿革』六五頁
- (6) 前掲『叛逆星霜史』九二―五頁
- (7) 「運動基金募集」(週刊『平民新聞』第六十四號、明治三十八年一月二十九日)
- (8) 拙稿「平民社の財政事情」
- (9) 拙稿「平民社の解散と彈壓」
- (10) 『寒村自傳』(一一八頁)によれば一萬五千とあり、『講座現代反對制運動史I』(一三四頁)では二、〇〇〇名とあるも、本稿は『光』の記事にしたがつた。
- (11) 前掲『叛逆星霜史』九六―七頁
- (12) 「電車値上反對兇徒聚集事件判決」(『光』第一卷第十八號、昭和三十九年八月五日)
- (13) 『東京朝日新聞』明治三十九年三月二十四日
- (14) Sen Katayama, op. cit., p. 106.

- (15) 前掲『原敬日記』第二卷、三二三頁  
 (16) 明治三十九年七月五日の評議員會で會計主任幹事堀利彦より左の會計報告があつた(『日本社會黨公報』のなかの『評議員例會』『光』第二卷第十七號、明治三十九年七月二十日)。  
 △自三月二十四日、至七月三日

寄附金	256.47
雑費	12.40
演說會收入	13.04
在念(三月二十四日)	20.25

總收入.....302.16

差入種々	73.92
豫奉調書費	81.78
入獄留守宅見舞等	37.15
歡迎雜費(出獄及幸徳氏歸國)	25.55
郵税(切手、葉書、其他)	8.56
雑費	2.35

總支出.....236.31

總收入	302.16
總支出	236.31

現在金(七月三日)..... 65.35

- (17) 木下尚江「嗚呼三月十一日」(『新紀元』第六號、明治三十九年四月十日)  
 (18) 前掲『荊逆屋霜史』一一六頁  
 (19) 前掲『社會主義者沿革』上卷六九—七〇頁

(20) 堺は電車値上反対運動の件を議した八月五日の評議員會に出席しているし、八月十日のチラシ配布にも参加している。九月五日のチラシ配布、九月十一日の市民大會にも出席している。

(21) 前掲『叛逆星霜史』一一六頁

(22) 「同志の運動」のなかの「電車ポイコット運動」(『光』第一卷第十九號、明治三十九年八月二十日)

(23) 「同志の運動」のなかの一吾黨の電車運動(『光』第一卷第二十二號、明治三十九年九月二十五日)。荒畑氏は『日本社會主義運動史』(毎日新聞社、昭和二十三年十月)のなかで、社會黨が他の團體と連合せずとして独自の運動を決議したのも、こういう事態を豫見したからであつて、社會黨の目が高かつたといわざるをえないといつてゐるが(一五八頁)もしそうたとすると聯合市民大會へわざわざでていつてポイコットを提案し、失敗の醜をさらしたことをどう説明したらよいか。また黨はなぜ積極的に市民大會をひらこうとしなかつたのだからか。その「独自の運動」の低調はなぜだろうか。

(24) 前掲『叛逆星霜史』一一六頁

(25) 「電車騷擾觀」(『光』第一卷第二十一號、明治三十九年九月十五日)

## 四　　む　　す　　び

わが國最初の社會主義政黨は西園寺内閣の溫和な政策のもとで船出した。社會主義者はこの切角の結社を大切にしてい地道に黨勢の擴張につとめるべきであつた。結黨直後もちあがつた電車賃値上問題に黨は全力をそそいで反対運動を展開した。社會主義者にとつて他と共同提携ができたこの反対運動は黨勢擴張の貴重な機會であつた。しかし功をあせる彼等は自分の過激なペースでのみ走り、遅い、逡巡しがちな同盟者のことを考へる餘裕をもたなかつた。このことが自らを孤立させる結果となつた。孤立し、ようやく政府の壓力が加わりだしたとき彼等のとる道は一步さがつて今一度スタートから地道な歩みをはじめめるか、または孤立感の焦躁と、壓力への短氣な反抗からラジカルな方向をとるかという二つの道しかない。